

自治体の教育分野システムの標準化について

令和元年10月11日



文部科学省

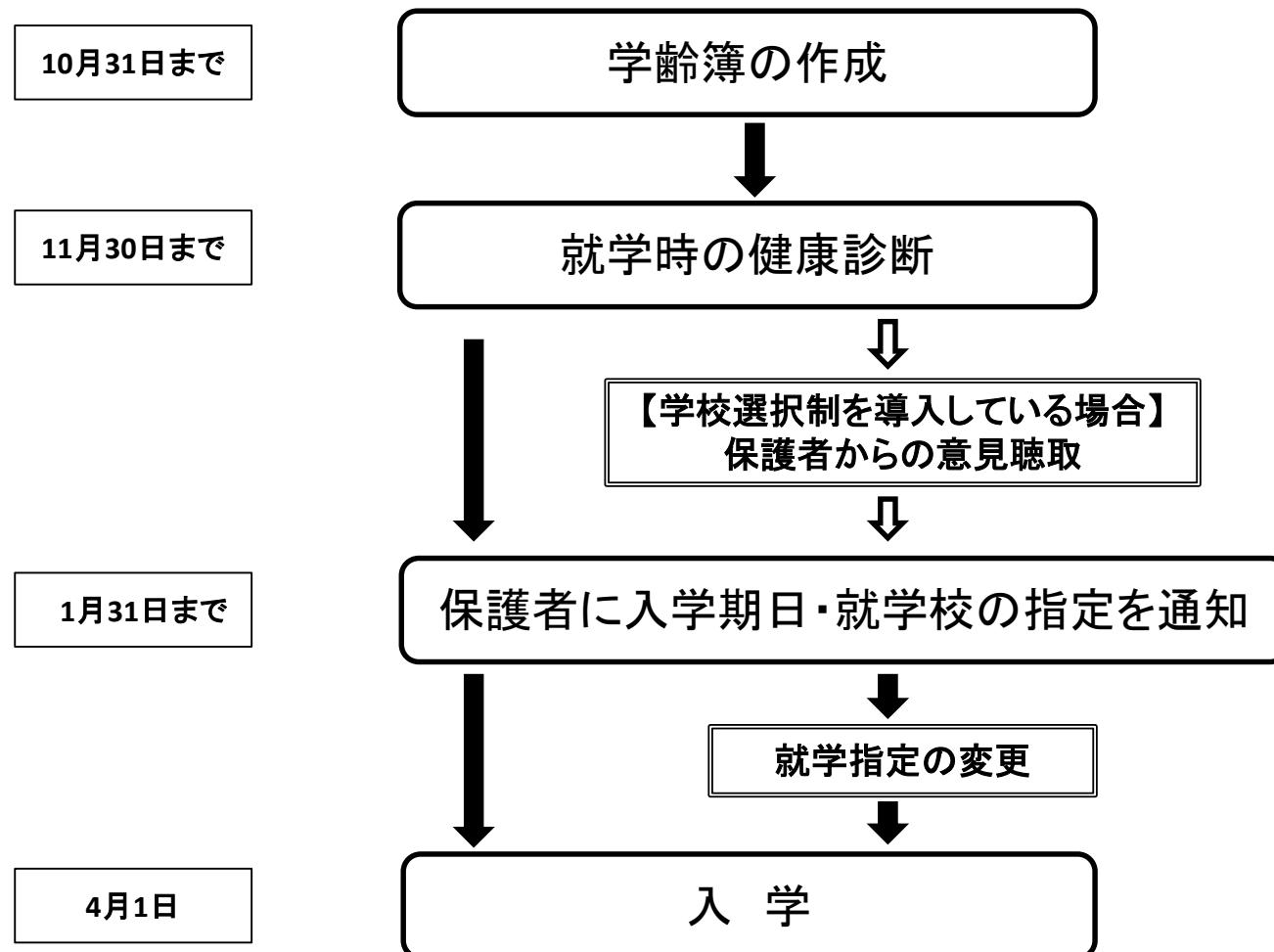
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

就学事務について

- 市町村の教育委員会は、学齢（満6歳～15歳）児童・生徒の小中学校への就学にあたり、住民基本台帳に基づき、区域内に住所を有する者の名簿（学齢簿）の作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている
- 小学校入学に際しての学齢簿の作成から入学までの事務フロー概要は以下の図の通り
- 文部科学省は、法令事項等、判断に迷うことの多い事項等をまとめたQ&Aを作成し、HPで公表するなどの取組を行っている
- 自治体の約76%は、「住民基本台帳システムと連動した学齢簿システム」を導入済※

※ 出典：令和元年9月「外国人の子供の就学状況等調査結果」（文部科学省）



就学援助事務について

- 各市町村教育委員会における就学援助費の認定から支給までの標準的な業務フローは以下の図の通り。
- 就学援助は市町村事業であり、申請方法・認定基準・支給内容・保護者への支給方法等は各市町村教育委員会の判断により異なる。

